

事 務 連 絡

平成22年4月23日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県担当課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
御中

初等中等教育局 児童生徒課

スポーツ・青少年局 学校健康教育課

児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）

児童生徒に対する教育相談に関しては、これまでも、児童生徒一人一人の心情に最大限配慮した取組をお願いしているところであり、各学校等においては、様々な取組がなされているところですが、児童生徒が抱える問題は多様化し、ますます複雑になっております。

こうした中、先日、性同一性障害のある児童生徒に係る対応も報道等で取り上げられました（別添参照）。性同一性障害のある児童生徒は、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であり、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念されます。こうした問題に関しては、個別の事案に応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者においては、児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが求められております。

したがって、各学校においては、学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応をお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るとともに、性同一性障害を始めとする新たな課題についても学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いします。

本件担当：児童生徒課 企画係  
電話 03-5253-4111（内線2559）

(別添)

## 男の子を女の子として受け入れることとなった性同一性障害の事例について

### 【受入れまでの経緯】

平成20年10月、小学1年生の男子児童の母親が自治体の家庭児童相談室を通じて市の教育委員会に相談を行ったところ、市教委から専門医への受診の提案を行った。平成21年2月専門医において初診を受け、その後、同年4月にその診断書を学校に提出し、配慮を求めた。学校長及び市町村教育委員会は相談・連携の下、同年7月、校長より専門医へ相談を行い、その結果、同年9月2学期より、女の子として受け入れを決定した。

### 【関係者への説明】

- 平成21年9月、校長より全職員に対して当該児童への配慮事項について指示。
- 9月1日全校朝会にて、校長より児童への説明。さらに、同日、全学級において、担任より説明。
- また学校 PTA 会長及び当該児童が在籍する2年生の学年委員の保護者には、学校長が説明。
- 当該児童の在籍する学級では、同年9月保護者会の席上で当該児童の保護者が、他の保護者に説明。

### 【現状】

平成21年9月以降、服装・トイレ等についても女の子として学校生活を送っており、特段の問題は生じていない。